

二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油
(JASO T 903:2006)の
規格利用マニュアル

平成11年 4月
(平成18年4月改正)

JASOエンジン油規格普及促進協議会

注 意 事 項

このJASO二輪自動車用4サイクルガソリンエンジン油規格利用システムにより届け出、オンファイルされた4サイクルガソリンエンジン油の品質・性能・表示については、届出者の自己の判断と責任において分類・保証されているものであり、その責任は届出者（販売者）に帰します。

したがって、本システムは「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が品質・性能を保証するものではなく、また、責任を負うシステムではありません。

万一、品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決はJASO二輪自動車用4サイクルガソリンエンジン油規格利用者が自ら行うものであります。

JASO二輪自動車用4サイクルガソリンエンジン油規格の適正な普及を図るため、規格利用者は本マニュアルの内容を十分理解した上で、利用していただくよう、お願いいたします。なお、本マニュアルの内容が変更された場合は、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」のWebサイト(<http://www.jalos.or.jp/onfile>)等を通じて通知します。届出前に必ず最新情報をご確認下さいますようお願いいたします。

1. はじめに

本資料は、日本国においてエンジン油にかかわる各種業界団体および学術協会等が、JASOエンジン油規格の国内外での適正な普及を図るためにボランティアに設立した「JASOエンジン油規格普及促進協議会」の活動の一環として、(社)自動車技術会が制定した「二輪自動車—4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903)」規格に基づき、潤滑油販売者がこれに該当する製品を「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に届け出、オンファイルするための手続などを解説するものである。

本資料中の「4サイクルエンジン」とは、ガソリンを燃料とする4ストロークサイクル機関を意味し、「4サイクル油」とは4サイクルエンジン用潤滑油を意味する。

本届出、オンファイルシステムは、石油連盟と(社)日本自動車工業会の合同委員会である「自動車・潤滑油検討会」の諮問により「JASOエンジン油規格普及促進協議会(旧：JASO 2サイクル油規格普及促進協議会)」の下部組織である「JASO二輪車用4サイクル油規格普及ワーキンググループ」が起案し、関係業界団体および学術協会などの承認を得て制定されたものである。

2. JASO二輪自動車用4サイクルエンジン油規格利用システムの目的

近年4サイクル油においては、四輪車用として省燃費対応が強く要求され低粘度・低摩擦化の傾向にある。これらの4サイクル油を二輪自動車(以下、二輪車という。)用4サイクルエンジンに使用した場合、低摩擦性によるクラッチ滑りの発生や、低粘度性によるギヤ耐久性低下が懸念される。

そこで、二輪車用4サイクル油の品質を適切に評価できる試験方法およびその試験方法に基づき4サイクル油を分類する規格が(社)自動車技術会により制定された。

本システムは4サイクル油の販売者が当該性能分類を活用することにより、4サイクル油の二輪車への適合を図ることを目的として制定されたものである。これにより、消費者が二輪車用4

サイクル油を購入する際の選択基準が明確となり、また二輪車用4サイクルエンジンのトラブルの減少が期待できる。

3. JASO規格（JASO T 903：2006）の概要

3.1 JASO試験法について

二輪車用4サイクルエンジンに適合する、4サイクル油の品質の規定および適合性を評価するため、(社)自動車技術会の二輪部会に設けられた二輪車用4サイクルエンジン油分科会により、品質の規定および表-1に示す試験法が開発された。

表-1 二輪車用4サイクル油のJASO試験法

試験法の名称	JASO規格番号
二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油 -クラッチ摩擦特性評価試験方法	JASO T 904：2006

3.2 性能分類の基本的考え方

JASO T 903に規定する性能および物理化学性状を満足した4サイクル油について、上述したJASO二輪車用4サイクル油試験法に基づいて試験した結果によって、二輪車用4サイクル油の性能をMA、MA1、MA2およびMBの4グレードに分類する。MA、MA1、MA2およびMBの各グレードは二輪車用4サイクルエンジンに適合するエンジン油であり、3種類の摩擦特性指数で分類される。なお、MBグレードは二輪車用4サイクル油にとって低摩擦特性油として位置づけられる。

3.3 各性能分類の試験項目と指数基準

JASO試験法による試験項目と性能分類毎の指数基準を表-2.1に示す。

表-2.1 性能分類と指数基準

性能分類 評価試験項目	試験方法	指数基準	
		MA	MB
動摩擦特性指数 DFI	JASO T 904：2006	1.45以上 2.50未満	0.50以上 1.45未満
静摩擦特性指数 SFI		1.15以上 2.50未満	0.50以上 1.15未満
制動時間指数 STI		1.55以上 2.50未満	0.50以上 1.55未満

性能分類 評価試験項目	試験方法	指数基準	
		MA2	MA1
動摩擦特性指数 DFI	JASO T 904：2006	1.80以上 2.50未満	1.45以上 1.80未満
静摩擦特性指数 SFI		1.70以上 2.50未満	1.15以上 1.70未満
制動時間指数 STI		1.90以上 2.50未満	1.55以上 1.90未満

注) 動摩擦特性指数 (DFI), 静摩擦特性指数 (SFI) 及び制動時間指数 (STI) で示される 3 種類の摩擦特性指数が規格規定内にあり, 一つでも MB に属する二輪自動車用 4 サイクルエンジン油は, MB に分類する。MA は届出者の必要に応じ, 表-2.1 の指数基準によって MA2 もしくは MA1 に分類でき, それぞれを 1 油種として届け出ることができる。

参考のために具体的な設定例を表-2.2 に示す。届出者は, 1 つの性能分類を選択し届け出て容器に表示することができる。

表-2.2 性能分類の具体的な設定例

ケース	DFI	SFI	STI	MA	MA1	MA2	MB
1	0.50 以上 1.45 未満	0.50 以上 1.15 未満	0.50 以上 1.55 未満	—	—	—	○
2	1.45 以上 1.80 未満	1.15 以上 1.70 未満	1.55 以上 1.90 未満	○	○	—	—
3	1.80 以上 2.50 未満	1.70 以上 2.50 未満	1.90 以上 2.50 未満	○	—	○	—
4	1.45 以上 1.80 未満	1.70 以上 2.50 未満	1.90 以上 2.50 未満	○	—	—	—
5	1.80 以上 2.50 未満	1.15 以上 1.70 未満	1.90 以上 2.50 未満	○	—	—	—
6	1.80 以上 2.50 未満	1.70 以上 2.50 未満	1.55 以上 1.90 未満	○	—	—	—
7	1.45 以上 1.80 未満	1.15 以上 1.70 未満	1.90 以上 2.50 未満	○	—	—	—
8	1.80 以上 2.50 未満	1.15 以上 1.70 未満	1.55 以上 1.90 未満	○	—	—	—
9	1.45 以上 1.80 未満	1.70 以上 2.50 未満	1.55 以上 1.90 未満	○	—	—	—
10	0.50 以上 1.45 未満	1.15 以上 2.50 未満	1.55 以上 2.50 未満	—	—	—	○
11	1.45 以上 2.50 未満	0.50 以上 1.15 未満	1.55 以上 2.50 未満	—	—	—	○
12	1.45 以上 2.50 未満	1.15 以上 2.50 未満	0.50 以上 1.55 未満	—	—	—	○
13	0.50 以上 1.45 未満	0.50 以上 1.15 未満	1.55 以上 2.50 未満	—	—	—	○
14	1.45 以上 2.50 未満	0.50 以上 1.15 未満	0.50 以上 1.55 未満	—	—	—	○
15	0.50 以上 1.45 未満	1.15 以上 2.50 未満	0.50 以上 1.55 未満	—	—	—	○

表-3に4サイクル油規格のいずれかの分類に相当する品質の要求事項、および表-4に物理化学性状の基準を示す。

表-3 この規格が対象とする4サイクルガソリンエンジン油規格

規格	分類
API	SG, SH, SJ, SL, SM
ILSAC	GF-1, GF-2, GF-3
ACEA	A1/B1, A3/B3, A3/B4, A5/B5, C2, C3

表-4 物理化学性状

測定項目	規定値	試験方法
硫酸灰分量	mass%	1.2 以下
リン量	mass%	0.08 以上及び 0.12 以下
蒸発損失量	mass%	20 以下
泡立ち性 (泡立ち度/泡安定度)	シーケンスI シーケンスII シーケンスIII mL	10/0 以下 50/0 以下 10/0 以下
せん断安定性 (試験後の 100°C動粘度)	mm ² /s	xW-30 : 9.0 以上 xW-40 : 12.0 以上 xW-50 : 15.0 以上 その他 : グレード規定内
高温高せん断粘度	mPa・s	2.9 以上

注(1) 試験方法は、ディーゼルインジェクタ法を用い、標準試験条件 (30 サイクル) で行う。

3. 4 JASO試験法および性能分類の制定・改正経緯

日本は世界有数の二輪車用4サイクルエンジン生産・輸出国であるにもかかわらず、二輪車用4サイクル油の品質規格およびその試験法が存在しなかった。現在、4サイクル油規格としてはAPI規格、ILSAC規格およびACEA規格などが存在するが、これらの規格による4サイクル油は四輪車用4サイクルエンジンへの適用を前提としており、エンジンとクラッチシステムおよびトランスミッションの潤滑油を共用している二輪車用4サイクルエンジンに使用した場合には、動力伝達機構などにトラブルが発生する恐れがあった。特に近年、四輪車用として強く要求されている省燃費対応4サイクル油を二輪車に用いた場合には、低摩擦性によるクラッチ滑りの発生や、低粘度性によるギヤ耐久性低下が懸念され、実際に4サイクル油の影響と思われる不具合事例も見られる。このため、新たな国内規格制定の気運が国内二輪車メーカー内に高まり、下記過程を経て規格制定に至った。

- ・ 1994年5月より、(社)日本自動車工業会エンジンオイル分科会二輪車ワーキンググループにおいて、既存の4サイクル油規格の内容およびエンジン試験方法や標準油などに関する調査並びに実機試験における4サイクル油の影響評価などを実施した。

- ・ 1996年4月に(社)自動車技術会の二輪部会内に「二輪4サイクルエンジンオイル分科会」が設置され、1998年3月までの2年間にわたり、試験法の検討と規格制定作業が行われた。1998年3月にはクラッチ摩擦特性評価試験法規格およびクラッチ摩擦特性評価試験法による分類と物理化学的性状からなる二輪車用4サイクル油のJASO品質規格を完成した。
- ・ 1998年の規格制定以降、APIやILSACなどの四輪車用4サイクル油規格が改正され4サイクル油の状況が変化してきた。また、要求される排出ガス規制や燃費低減など二輪車を取り巻く環境も変化しており、二輪車用4サイクル油規格での対応が必要とされている。このような状況変化に対応するために、現在および将来の規格動向に対応できるものとして、性能分類の追加やEP剤含有量の規定を新たに設け、2006年3月にJASO二輪車用4サイクル油規格の改正が行なわれた。

3.5 運用法に関する検討経緯

上述した経緯により制定されたJASO二輪車用4サイクル油規格の運用については、下記の過程を経て暫定的運用組織の設立に至った。

- ・ 石油連盟と(社)日本自動車工業会の合同委員会である「自動車・潤滑油検討会」の要請を受けて、1998年9月、唯一のJASOエンジン油規格運用組織である「JASO2サイクル油普及促進協議会」の下部に「JASO二輪車用4サイクル油規格普及ワーキンググループ」が設置され、当該グループが運用法を検討することとなった。
- ・ 当該グループが検討した結果、従来の「JASO2サイクル油普及促進協議会」はJASOエンジン油規格の普及を図るため、1999年4月に「JASOエンジン油規格普及促進協議会」へ改組し、その会則に定めた二輪車用4サイクル油規格利用システムの円滑な運用を図ることとなった。

3.6 規格適合油の新規届出、オンファイルの有効期間及び規格の性能分類表示について

二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油(JASO T 903:1998)及び二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油(JASO T 903:2006)に適合している4サイクル油の性能分類表示開始可能日、新規届出受付終了日及びオンファイル終了時期は以下の通りとする。

JASO T 903:1998 二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油規格適合4サイクル油の新規届出受付終了日は、2006年4月末日とする。

また、2006年4月末日までに届出されたJASO T 903:1998 二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油規格適合4サイクル油のオンファイル終了時期は2011年4月末日とする。

JASO T 903:2006 規格適合4サイクル油の性能分類表示開始可能日は2006年5月1日とする。

表-5 オンファイルの有効期間

規格発行年	性能分類表示開始可能日	新規届出受付終了日	オンファイル終了時期
1998年	1999年4月1日	2006年4月30日	2011年4月30日
2006年	2006年5月1日		

4. 規格利用手続き（届出、オンファイル）

4. 1 概要

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」の要請に従い、JASO T 903規格に基づく二輪車用4サイクル油の性能分類表示等、規格を利用しようとする潤滑油販売者（JASO二輪車用4サイクル油規格利用者。以下、届出者と呼称する。）は、製品の銘柄毎に、また処方毎に後述する方法で規格利用の手続きを行う。

4. 2 手続きフロー

届出、オンファイル手続きの概要フローを図-1に示す。

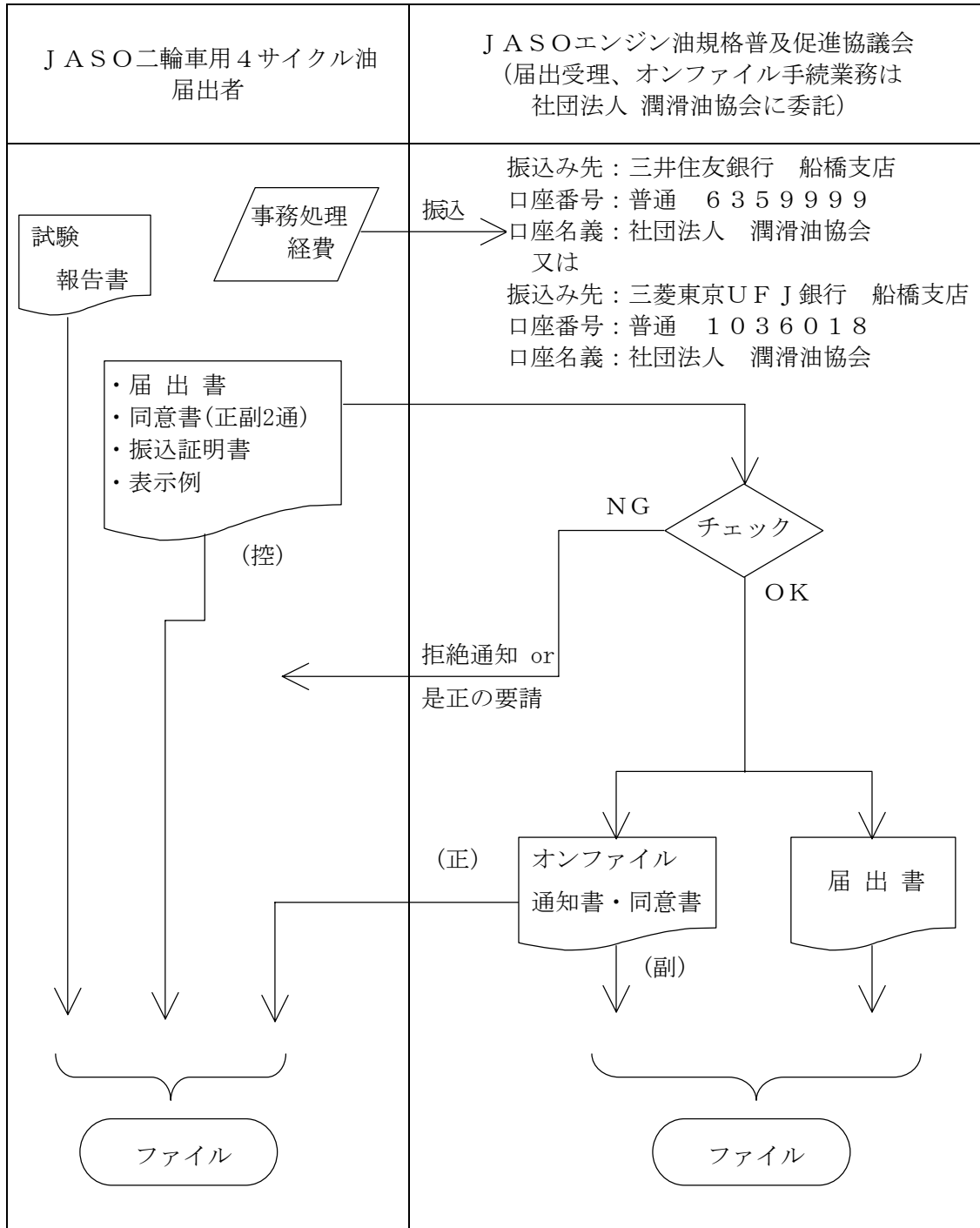


図-1 届出、オンファイル手続のフロー

4. 3 届出、オンファイル

JASO二輪車用4サイクル油届出者は、届出書（Appendix 1 参照）および、通知書・同意書の正副2通（Appendix 2 参照）のB表に必要な事項を記入し、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」へ郵送にて送付する。なお、届出受理、オンファイルに関する事務処理業務は（社）潤滑油協会に委託するので、送付先は下記のとおりとなる。

〔送付先〕 〒273-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1
（社）潤滑油協会 事業部 気付け
JASOエンジン油規格普及促進協議会

届出者は届出1件毎に Appendix 1 に示す事務処理経費を指定口座に振込みの上、その振込み証明書を届出書に添えて、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」へ届出をする。また、届出の際に、届出者は当該二輪車用4サイクル油の製品容器等への性能分類表示の代表例と製品ラベル全体の代表例（デザインでも可）を「JASOエンジン油規格普及促進協議会」へ提出する。

なお、届出書および事務処理経費は返却しない。また、事務処理経費が変更された場合は、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は関連団体を通じて通知する。

4. 4 試験データの保管と提出

届出書の元となる試験報告書は、JASO規格に定められた書式を用い、届出者が責任を持って保管する。保管期間は届出者が当該製品のオンファイルを取り消すまでとする。

なお、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」から試験報告書の提出要請を受けた場合、届出者は速やかにこれを提出しなければならない。

4. 5 書式のチェック

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は受信した届出書につき、①必要項目が漏れなく記入されているか、②赤外吸収スペクトルが所定の様式で添付されているか、③4サイクル油性能が所定通り記入されているかをチェックし、④物理化学性状のうち規格値が定められている5項目につき、規格値の照合および、⑤JASO試験結果と品質分類の基準指数との照合を行う。

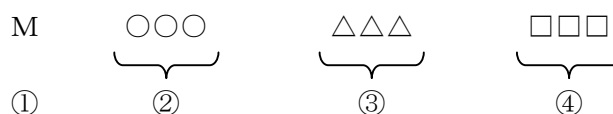
また、性能分類等の表示書式の不備な点や、製品ラベル等に誤解を招く恐れのある表現が用いられていないかをチェックする。

上記項目のうち1つでも不備な項目があれば、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は届出者に理由を付してオンファイルの拒絶を通知するか、是正を要請する。

全ての書式が満足されている場合、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は届出者にオンファイル通知書を発送し、その控えを届出書とともにファイルする。

4. 6 オイルコードについて

オイルコードは届出者が決定し、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」がこれを記録する。オイルコードは以下の基準にもとづいて設定する。



①オイルコード（英大文字1桁）二輪車用4サイクル油はMとする。

②国番号（数字3桁）

届出者が所在する国、又は二輪車用4サイクル油を製造する国の国際電話番号のカントリーコード（例、日本：081，米国：001，英国：044……）。

③販売者コード（英大文字3桁）

届出者が希望するアルファベット3文字（例、ホンダ：HMC，新日本石油：ENE……）。ただし、一つの届出者が複数の販売者コードは使用しない。なお、他のJASOエンジン油（2サイクル油など）で既に販売者コードを届け出ている場合は、特別の理由が無い限り同一のコードを使用する。

届出者が希望する販売者コードが、他の届出者によりすでに使用されている場合は、重複を避けるため「JASOエンジン油規格普及促進協議会」よりコードの変更を要請する場合がある。

④管理番号（数字3桁）

届出者が自由に設定する自主管理番号。ただし、一つの届出者が異なる製品または試作品に同一の管理番号を設定することはできない。

なお、参考のためにオイルコードの設定例を Appendix 3 に示す。

4. 7 オンファイル情報の公開について

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は、二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油（JASO T 903：2006）の普及およびJASO二輪車用4サイクル油ユーザーへの啓発、認知度向上を図るため、本二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油規格利用マニュアルに基づいてオンファイルされた製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類を、インターネット等のメディアにおいて公開する。なお、届出者は公開された情報に誤りのある場合は文書により速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に訂正の連絡をするものとする。

オンファイル通知書により確認された公開情報により発生した届出者の損失や被害等のいかなる損害に対しても「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は一切の責任を負わない。

4. 8 品質責任等について

本システムによりオンファイルされた二輪車用4サイクル油の品質・性能については、届出者の自己責任により分類・保証されているものであり、その責任は届出者（販売者）に帰する。

本システムは、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が品質・性能を保証するものではなく、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」はこれを使用することによる損失や被害に対するいかなる責任も負わない。

万一、品質・性能にかかわる問題が発生した場合、その解決は届出者が自ら行うものである。

又、このシステムが当該国（地方自治体を含む）の法規制と矛盾する場合は、法規制が本システムに優先するものである。従って、法規制に不適合であるにも係わらず本システムを使用したことによる損失や被害に対して、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」はいかなる責任も負わない。

4. 9 秘密保持について

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は、「4.7 オンファイル情報の公開について」に記載された内容を除き、オンファイルされた届出書並びにオンファイル関連情報を届出者の書面による承諾なしに第三者へ開示しない。ただし、法的措置により公的機関からその開示を求められた場合はこの限りでない。なお、届出およびオンファイルの内容が、万一第三者に漏洩した場合であっても、その漏洩に伴ういかなる損害についても「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は賠償の責を負わない。

市場トラブルの発生により、トラブルの当事者から書面による照会を受けた場合、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は当該オイルコードの二輪車用4サイクル油がオンファイルされているか否か、および該当する販売者の名称を照会元に返答することができる。また、照会元が届出者への連絡を希望した場合、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は届出者へその旨連絡し、届出者に対応を委ねることとし、それ以上の処置は行わない。

4. 10 ファイルの変更

届出者は、製品名を変更する場合、および製品名が同一であってもオンファイルされた二輪車用4サイクル油の処方を変更する場合は、新たに届出をしないおさなければならない。この場合、オイルコードのうち管理番号は更新しなければならない。

ただし、処方変更の内容が Appendix 4 に示すリードアクロスの許容範囲内であれば、オイルコードを変更する必要はない。

また次に該当する場合、届出者は「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にあらかじめ届出なければならない。この場合、4. 3項の規定により届出経費を支払い、オイルコードを更新する。

- ① 届出者の社名、届出者コードの変更
- ② 製品名の変更
- ③ 性能分類表示書式の変更

次に該当する場合、届出者は「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に速やかに変更内容を通知しなければならない。ただし、4. 3項の規定による届出経費およびオイルコード更新は、不要である。

- ① 届出者の連絡先（住所、電話、等）の変更

処方等の変更内容とファイル変更の要否については Appendix 3 を参照。

4. 11 届出者の留意事項

本システムに基づき、オイルコードおよび性能分類を製品容器に表示する場合、届出者は以下の諸点に留意しなければならない。

- ① 販売される製品の品質・性能・表示が、届出書に記載された品質・性能と同一である。
- ② 製品の品質・性能・表示にかかわる問題が発生した場合、その解決および補償に関しては届出者の責任で対処し、対応に必要なとされる費用も届出者が支払う。
- ③ オンファイルした二輪車用4サイクル油の品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証するものであることを、届出者の販売チャンネルを通じて、一般消費者に広報・啓発する。
- ④ 届出者はオンファイルした二輪車用4サイクル油の販売を中止した場合は、速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」へオンファイルの取り消しを届け出る。

5. 表示

オンファイル通知書を受理した届出者が、オイルコードおよび性能分類を製品の容器に表示する場合は、届出者の責任において分類・表示するものであることを明記し、Appendix 5に例示する書式を用いる。

この表示を利用する届出者は、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が当該二輪車用4サイクル油の品質・性能を認定したとの誤解を招く表現を宣伝等に使ってはならない。

なお4.3項で述べたように、届出者は表示代表例と商品ラベル全体の代表例（デザインでも可）を「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に郵送で提出する。

6. 市場調査

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は、消費者およびオンファイル届出者の正当な利益を保護することを目的として、二輪車用4サイクル油の市場調査を行ない、二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油（JASO T 903：2006）の性能分類が市場で適切に運用されていることを確認することがある。このために、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は「JASO T 903 適合品」と表示されている4サイクル油を市場より任意に抽出し、二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油（JASO T 903：2006）に規定されている性能表示書式および品質・性能項目について調査を行ない、オンファイル届出書と照合することができる。その調査結果が明らかにオンファイル届出書と異なる場合、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」はオンファイル届出者に、書面によってその理由を問い合わせ、あるいは改善を求めることがある。

「JASOエンジン油規格普及促進協議会」は市場調査の結果を、届出者名および油名が特定できない様式で公開することがある。

7. 二輪車の販売者等の規格利用

二輪車の販売者等は、自己の判断と責任において、JASO T 903規格の性能分類を用いて、ユーザーが使用すべき二輪車用4サイクル油の推奨をオーナーズマニュアル等で行うことにより、JASO T 903規格を利用することができる。

この推奨を行う規格利用者は、推奨において、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が二

輪車用4サイクル油の品質・性能を認証するとの誤解を招く表現（例えば「協議会が認定した二輪車用4サイクル油」等）を用いてはならない。

なお、この推奨を行う規格利用者は、当該オーナーズマニュアル代表例を「JASOエンジン油規格普及促進協議会」に郵送にて提出する。

8. 問合せ先

本システムに係わる諸事項に関する問合せ先を以下に示す。

8. 1 届出書等の送付先および届出様式の入手

JASOエンジン油規格普及促進協議会

住所：〒273-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1

(社)潤滑油協会 事業部 気付け

Tel : 047-433-5181 Fax : 047-431-9579

URL : <http://www.jalos.or.jp/onfile>

8. 2 試験法（JASO規格）の入手

(社)自動車技術会 出版・販売部門

住所：〒102-0076 東京都千代田区5番町10-2（5番町センタービル5階）

Tel : 03-3262-8215（直通） Fax : 03-3261-2204

URL : <http://www.jsae.or.jp/>

e-mail : book@jsae.or.jp

8. 3 比較標準油（JAFRE-AおよびJAFRE-B）の入手

(社)潤滑油協会 技術センター

住所：〒273-0015 千葉県船橋市日の出2-16-1

Tel : 047-433-5181 Fax : 047-431-9579

URL : <http://www.jalos.or.jp/>

8. 4 標準プレート（フリクションプレートおよびスチールプレート）の入手

・フリクションプレート（品番 FZ127-24-Y1）

・スチールプレート（品番 FZ132-8-Y2）

中央精工株式会社 神奈川営業所

住所：〒211-0016 神奈川県川崎市中原区市ノ坪637

Tel : 044-422-1613(代表) Fax : 044-435-7550

以上

A p p e n d i x 1

二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903) 性能分類届出書

届 出 年 月 日 : 年 月 日	
届出者(社) 社印 (公開用英語名) <hr/> 届出責任者 氏 名 印 <hr/> 所属・役職 _____	連絡先 氏 名 _____ 所 属 _____ 住 所 _____ T e l _____ F a x _____

届 出 オ イ ル	
社内呼称又は番号	_____
商 品 名 (公開用英語名)	_____
粘 度 グ レード	_____
性 能 分 類	MA MA1 MA2 MB
オ イ ル コード	_____

届出の性能分類、一つに○印をつける。

1. エンジン油性能品質

規 格	分 類
API	SG SH SJ SL SM
ILSAC	GF-1, GF-2, GF-3
ACEA	A1/B1, A3/B3, A3/B4, A5/B5, C2, C3

相当する規格分類に○印をつける。

2. 物理化学性状

項目	試験法	測定値	規格値
密度 (15℃) g/cm ³	JIS K 2249		報告
引火点 COC °C	JIS K 2265		報告
動粘度 (40℃) mm ² /s	JIS K 2283		報告
動粘度 (100℃) mm ² /s	JIS K 2283		(注1)
粘度指数	JIS K 2283		報告
低温粘度 CCS (- °C) mPa·s	ASTMD5293		(注1)
高温高せん断粘度 (150℃) mPa·s	JPI-5S-36-91		2.9以上
硫酸灰分量 質量%	JIS K 2272		1.2以下
酸価 mgKOH/g	JIS K 2501		報告
塩基価 (過塩素酸法) mgKOH/g	JIS K 2501		報告
蒸発損失量 質量%	JPI-5S-41-93		20以下
泡立ち性 (泡立ち度/泡安定度) シーケンス I シーケンス II mL シーケンス III	JIS K 2518		10以下/0以下
			50以下/0以下
			10以下/0以下
せん断安定性 (ティンセルインジケター法) (試験後の100℃動粘度) mm ² /s	JPI-5S-29-88		(注2)
色	目視		報告
元素分析値 質量%	Ca	JPI-5S-38-92	報告
	Ba	JPI-5S-38-92	報告
	Mg	JPI-5S-38-92	報告
	Zn	JPI-5S-38-92	報告
	P	JPI-5S-38-92	0.08以上0.12以下
	B	JPI-5S-38-92	報告
	N	JIS K 2609	報告
	S	JIS K 2541	報告
	その他の元素 (注3) []		報告
	その他の元素 (注3) []		報告
赤外吸収スペクトル (0.1mm固定セル使用)	IRチャート添付A4		—

(注1) : 規格値はSAE粘度分類 (SAE J300) に準ずる。

(注2) : 規格値はxW-30 : 9.0以上、xW-40 : 12.0以上、xW-50 : 15.0以上、その他は規格内。

(注3) : その他の元素とは100ppm以上を含む元素。ただし、C、H、Oを除く。

3. 二輪自動車-4サイクルガソリンエンジン油ークラッチ摩擦特性評価試験結果

試験法	評価試験項目	試験結果 (性能指数)	指数基準			
			MA	MA2	MA1	MB
JASO T 904:2006	動摩擦特性指数 DFI		1.45以上 2.50未満	1.80以上 2.50未満	1.45以上 1.80未満	0.50以上 1.45未満
	静摩擦特性指数 SFI		1.15以上 2.50未満	1.70以上 2.50未満	1.15以上 1.70未満	0.50以上 1.15未満
	制動時間指数 STI		1.55以上 2.50未満	1.90以上 2.50未満	1.55以上 1.90未満	0.50以上 1.55未満

この届出書に記載した試験結果は、当該二輪車用4サイクル油の正しい代表値を示すもの

であり、市販される製品を代表するものであることを保証するものです。
 本試験結果は、規格に定められた書式を用い、自社で責任を持って保管します。
 容器等への品質・性能表示の代表例と商品ラベル全体の代表例を、別添にて提出します。

- 注(1) 本届出書の記載にあたっては「規格利用マニュアル」を参考に記入して下さい。
 注(2) 本届出書の記載されている試験法で年号表示のない項目は届出時点で最新のものを
 使用して下さい。
 注(3) 届出に先立って、届出1件ごとに事務処理経費40,000円を下記の銀行口座に
 お振込みいただき、その振込み証明書を添付してお申し込み下さい。

振込み先：三井住友銀行 船橋支店	三菱東京UFJ銀行 船橋支店
口座番号：普通 6359999	又は 普通 1036018
口座名義：社団法人 潤滑油協会	社団法人 潤滑油協会

- 注(4) 虚偽の申告を行い、表示・販売が行われた場合、不当景品類及び不当表示防止
 法（4条1号）又は、不当競争防止法（2条10号）により罰せられる場合が
 あります。

JASOエンジン油規格普及促進協議会記入欄	
受付責任者：	印
受付年月日：	年 月 日
受付番号：	
備考：	

(正)

二輪自動車4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903) 潤滑油性能分類オンファイル通知書 A 表

殿

年 月 日

JASOエンジン油
規格普及促進協議会 ㊤

貴社より届出のあった下記受付番号の二輪車用4サイクル油につきオイルコードと性能分類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受付番号 : _____
 貴社呼称、番号 : _____
 商品名 : _____
 粘度グレード : _____
 オイルコード : _____
 性能分類 : _____

(正)

二輪自動車4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903) 潤滑油性能分類オンファイル同意書 B 表

JASOエンジン油規格普及促進協議会 殿

私は、オンファイルされた二輪車用4サイクル油を販売するに当り、以下の項目に同意いたします。

1. 当該二輪車用4サイクル油の品質・性能・表示は届出者の自己責任により、分類・保証する。
2. 当該二輪車用4サイクル油の使用により発生した市場トラブル等については、自社の責任でこれを解決するものとし、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」には一切の責任が無いことを認める。
3. 届出書に記載した品質・性能データ及び表示例は実際に販売される二輪車用4サイクル油を代表するものであることを宣誓する。
4. 届出した二輪車用4サイクルの品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証することを届出者の販売チャネルを通じて、一般消費者に広報、啓発する。
5. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が二輪車用4サイクル油の性能を認証したとの誤解を招く表現を宣伝等に使用しない。
6. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」からJASO T 904試験結果記録用紙の提出要請があった場合は、速やかにこれを提出する。
7. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が、本通知書に記載されている製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類をインターネット、新聞、雑誌、印刷物等のメディアにおいて公開することを認める。また、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が市場調査を行った場合、その結果を、届出者および油名が特定できない様式で公開することを認める。
8. 当該二輪車用4サイクル油の販売を中止した場合は、速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にオンファイルの取消しを届出る。
9. 上記以外の項目についても、「規格利用マニュアル」に記載された全ての内容を了解し、同意する。

届出年月日 : _____ 年 月 日
 届出者(社) : _____ 社印
 届出責任者名 : _____ ㊤
 所属・役職 : _____
 署名 : _____

(副)

二輪自動車4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903) 潤滑油性能分類オンファイル通知 **A 表**

殿

年 月 日

JASOエンジン油
規格普及促進協議会 ㊤

貴社より届出のあった下記受付番号の二輪車用4サイクル油につきオイルコードと性能分類を以下の通りオンファイルしましたので通知します。

記

受付番号 : _____
 貴社呼称、番号 : _____
 商品名 : _____
 粘度グレード : _____
 オイルコード : _____
 性能分類 : _____

(副)

二輪自動車4サイクルガソリンエンジン油 (JASO T 903) 潤滑油性能分類オンファイル同意 **B 表**

JASOエンジン油規格普及促進協議会 殿

私は、オンファイルされた二輪車用4サイクル油を販売するに当たり、以下の項目に同意いたします。

1. 当該二輪車用4サイクル油の品質・性能・表示は届出者の自己責任により、分類・保証する。
2. 当該二輪車用4サイクル油の使用により発生した市場トラブル等については、自社の責任でこれを解決するものとし、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」には一切の責任が無いことを認める。
3. 届出書に記載した品質・性能データ及び表示例は実際に販売される二輪車用4サイクル油を代表するものであることを宣誓する。
4. 届出した二輪車用4サイクルの品質・性能・表示については、届出者の自己責任により分類・保証することを届出者の販売チャネルを通じて、一般消費者に広報、啓発する。
5. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が二輪車用4サイクル油の性能を認証したとの誤解を招く表現を宣伝等に使用しない。
6. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」からJASO T 904試験結果記録用紙の提出要請があった場合は、速やかにこれを提出する。
7. 「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が、本通知書に記載されている製品のオイルコード、商品名、届出者並びに性能分類をインターネット、新聞、雑誌、印刷物等のメディアにおいて公開することを認める。また、「JASOエンジン油規格普及促進協議会」が市場調査を行った場合、その結果を、届出者および油名が特定できない様式で公開することを認める。
8. 当該二輪車用4サイクル油の販売を中止した場合は、速やかに「JASOエンジン油規格普及促進協議会」にオンファイルの取消しを届出る。
9. 上記以外の項目についても、「規格利用マニュアル」に記載された全ての内容を了解し、同意する。

届出年月日 : _____ 年 月 日
 届出者(社) : _____ 社印
 届出責任者名 : _____ ㊤
 所属・役職 : _____
 署名 : _____

Appendix 3

オイルコードの設定例及び処方変更時の届出の要否

オイルコードの設定方法は「規格利用マニュアル」本文中の4. 6項に示すが、参考のために具体的な設定例を下表に示す（ケース1を基準とした設定例）。

ケース	販売地	製品名	販売者(届出者)			製造者		処 方			オイルコード例	再届出要否
			社名	コード	国	社名	国	名称	番号	変更点		
1	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	M081ABC001	要
2	日本	イ	A	ABC	日本	B	日本	a	001	なし	M081ABC001	不要
3	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	A'	002	リードアクロス内	M081ABC001	不要
4	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a''	003	リードアクロス外	M081ABC002	要
5	日本	イ	A	ABC	日本	A	日本	a'''	004	カー剤のみ変更	M081ABC003	要
6	日本	ロ	A	ABC	日本	A	日本	a'''	004	カー剤のみ変更	M081ABC004	要
7	日本	ロ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	なし	M081ABC005	要
8	日本	ハ	A	ABC	日本	A	日本	b	005	—	M081ABC006	要
9	米国	イ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	M081ABC001	不要
10	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	a	001	なし	M081ABC001	不要
11	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	A'	002	リードアクロス内	M081ABC001	不要
12	米国	イ	A	ABC	日本	C	米国	a''	003	リードアクロス外	M081ABC002	要
13	米国	イ	A	ABC	日本	E	英国	a	001	なし	M081ABC001	不要
14	米国	ニ	A	ABC	日本	A	日本	a	001	—	M081ABC007	要
15	米国	イ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	M001DEF001	要
16	米国	ホ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	M001DEF002	要
17	米国	イ	D	DEF	米国	E	英国	a	001	なし	M001DEF001	要
18	日本	イ	A	ABC	日本	E	米国	a	001	なし	M081ABC001	不要
19	日本	へ	D	DEF	米国	A	日本	a	001	—	M001DEF001	要
20	日本	イ	D	DEF	米国	E	英国	a	001	なし	M001DEF001	要
21	米国	イ	E	EFG	英国	G	独国	a	001	なし	M044EFG001	要
22	日本	イ	F	FGH	日本	A	日本	a	001	なし	M081FGH001	要

二輪車用4サイクル油の処方変更時のリードアクロス許容範囲

二輪車用4サイクル油を構成する基材は大別すると以下の2種類に分類される。

- ①ベースオイル …………… 主構成基材であり、鉱油や合成潤滑油又はその混合物が主に用いられる。
- ②添加剤 …………… 二輪車用4サイクル油の粘度特性、耐摩耗性および清浄性等を向上させるために添加するものであり、粘度指数向上剤、清浄剤、分散剤、摩耗防止剤、摩擦調整剤、酸化防止剤、流動点降下剤および消泡剤等が用いられる。

これらの基材は、いずれも二輪車用4サイクル油の摩擦特性に影響を与える場合がある。したがって、届出されている製品の粘度グレードの変更や追加および基材の変更や配合比率の変更を行った場合は油種が異なるものと見なされ、JASO T 904に規定される摩擦特性評価試験を改めて実施の上、別オイルコードを設定してオンファイルの届出をしなければならない。

ただし、以下に示す基準の範囲内の変更であれば同等品とみなし(リードアクロス)、摩擦特性評価試験および届出の更新は免除される。

- ①ベースオイル …………… 同一のタイプで、物性が同等のベースオイルを同一配合比率で用いる場合。
- ②添加剤 ……………
 - ・粘度グレードの変更を伴わずに流動点降下剤の種類や量を変更する場合。
 - ・消泡剤の種類や量を変更する場合。
 - ・着色剤や着香剤を変更する場合。ただしオンファイルの更新を必要とする。

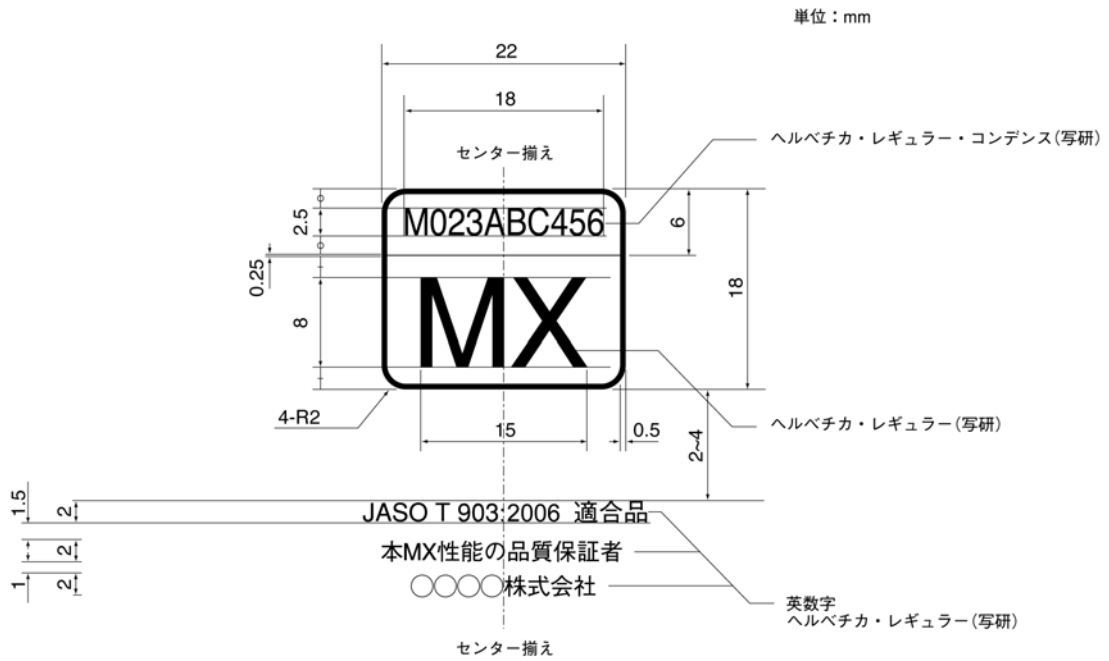
オイルコード及び性能分類の表示書式

オンファイルされた製品の容器に、オイルコードと性能分類を表示する場合は、次の表示書式例に従うこと。

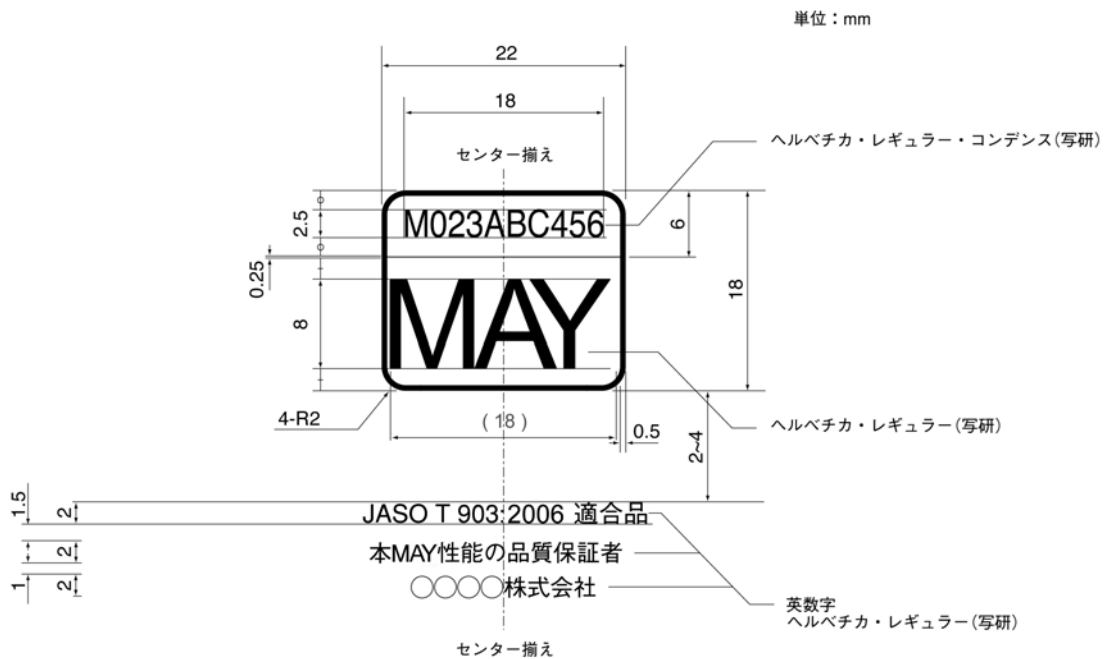
1. 表示書式例

1.1 寸法・字体

①MAあるいはMBの場合 (X = A or B)



②MA 1あるいはMA 2の場合 (Y = 1 or 2)



1.2 注記

- ① 図中の M023ABC456 部は、オイルコードを表し、字体はヘルベチカ・レギュラー・コンデンスあるいはアライアル・ナローを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。
- ② 図中の MXあるいはMAY部は、潤滑油の性能分類に応じて、MA、MA1、MA2およびMBのいずれかを表示し、字体はヘルベチカ・レギュラーあるいはアライアルを用い、指定寸法枠に相当する大きさの文字を用いて記入すること。
- ③ 図下部の「JASO T 903:2006適合品」の英数字体はヘルベチカ・レギュラーあるいはアライアルを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて一行で記入すること。同じく、「本MX性能の品質保証者：〇〇〇〇株式会社」の英字体はヘルベチカ・レギュラーあるいはアライアルを用い、指定寸法に相当する大きさの文字を用いて二行または三行で記入すること。
- ④ 文字および枠線の色と、枠内外の色とは、対照色を用いること。

2. 表示方法

- ① 表示書式例の図示寸法は、標準寸法を示す。容器の大きさに応じて、図示寸法の正数倍寸法を用いてもよいが、4倍までにすることが望ましい。ただし、最小寸法は標準寸法の0.8倍までとする。
- ② 容器への表示位置は、任意に決めることができる。
- ③ 性能分類の併記は許容しない。

3. 表示例



JASO T 903:2006適合品
本MX性能の品質保証者
〇〇〇〇株式会社

図示寸法の1倍



JASO T 903:2006適合品
本MX性能の品質保証者
〇〇〇〇株式会社

図示寸法の1.5倍



JASO T 903:2006適合品

本MX性能の品質保証者

〇〇〇〇株式会社

図示寸法の2倍